

## 都市デザイン &lt;用語の解説&gt;

## 第4回 都市空間のデザイン

## (1)広場

出典：「建築大辞典 第2版」、彰国社、1993 / 「広辞苑 第四版」、新村出編、岩波書店、1993  
「西洋建築史図集 三訂版」、日本建築学会編、彰国社、1981

広場	plaza, square 集会、市場、美観、交通などのために設けられる公共的な空地。公共建築の前や道路の交差点など都市空間の要所に設けられる。古くはギリシアのアゴラ、ローマのフォラムのように祭礼や式典の場であり、また市民の日常的な交歓の場であった。今日でもヨーロッパでは市民の日常生活のなかに組み込まれ、コミュニティのコアを形成している。広場は、その目的によって美観広場、記念広場、集会広場、市場広場、駅前広場、交通広場、避難広場、軍事広場、村落広場などの多くの種類に分けられるが、複合的な性格を持ったものが多く、その形態も四角、三角、円、楕円、半円、多角形その他不定形なものなど様々である squareは四周を街路で囲まれた四角な広場をいい、circleは円形広場をいう。circusは元来は円形（長円形）の興行場であり、円形広場をいう場合も多い。
美観広場	scenic plaza 都市のオープンスペースとして、それ自体が観賞の対象ともなるが、多くは市庁舎、公会堂、教会などの公共建築や記念物を装飾するために設けられた広場。市民の集会などに用いられる場合も多い。「修飾広場」「環境広場」「建築広場」ともいう。
集会広場	【独】Versammlungsplatz 政治的な集会、祭礼、儀式などに用いられる広場。市民の意志表示の空間であり、また市民の団結力のシンボルともなる。国によって市民広場、人民広場（社会主義諸国）等と異なった名称を持っている。
交通広場	traffic circle, rotary, roundabout 交通流をさばくことを主たる目的とした広場。代表的なものとして駅前広場がある。
駅	列車を停止させ、旅客の乗降や貨物の積卸しを行うために設けられた施設。このうち旅客、貨物を扱うための主たる建物を駅本屋という。線路形態と輸送上から終端駅、中間駅、分岐駅に、機能上から一般駅、旅客駅、貨物駅に、また、駅舎の立地から地平駅、地下駅、橋上駅、高架下駅に分類される。
駅前広場	station square, station plaza 鉄道とその他交通機関との中継施設として鉄道駅前面に設置される広場。交通結節点の一。都市の玄関としてシンボリック空間となる。広場と街路との関係から直行型、並行型、複合型がある。広場内施設としては歩道、車道、バスおよびタクシー乗降場、自動車や自転車の駐車場、緑地等がある。これらを結ぶ人と車の動線の整理が最も重要で、必要面積の算定、諸施設の配置設計が駅前広場計画の中心となる。
駅前広場計画委員会式	1953（昭和28）年、都市計画、鉄道などの各専門家からなる駅前広場研究会が設けられ、当時整備済みの30有余の駅前広場の実態調査を基に提案された駅前広場算定のための基準式。電車駅（通勤駅）、汽車駅（中小都市駅）の2種類に分けられ、「28年式」ともいう。交通機関の利用特性、輸送需要の多様化、駅周辺土地利用の変化等もあり、また広場面積を鉄道乗降人員のみの関数として算出している点において制約もあるが、都市計画行政の実務において今日まで広く用いられている。
アゴラ	agora 古代ギリシア都市の広場。政治・経済上の中心地であり、普通ストア（列柱廊）で囲まれ、その近くには集会場、議場、神殿などが建てられた。アテナイのアクロポリスの麓にあるアゴラはその例。
フォルム （フォーラム）	forum 古代ローマ都市の公共広場。商業取引場、集会場として使われたもので、それに接して多くの公共建築が建てられた。フォルム・ロマーヌムは早くから政治上、宗教上の中心として形づくられた壮大な例として有名。
シニョリーア広場	Piazza della Signoria、フィレンツェ、イタリア 今日においてもフィレンツェの政治的な中心であり続けている広場。ヴェッキオ宮殿とシニョリーア柱廊（ロτζア）によって美しく形作られている。ロτζアには多くの彫像があり、彫刻作品の野外美術館になっている。広場中心の近くには若いコシモの騎士像があり、ヴェッキオ宮殿の角にはネプチューンの泉がある。ヴェッキオ宮殿の前には、ドナテッロによる有名なジュディスとホロフェルネスのブロンズ像や、ミケランジェロのダビデ像の複製がある。

シエナ市庁舎と カンポの広場	Palazzo Publico、シエナ、イタリア、1298～1681年 この市庁舎はローマ時代の劇場のあった半円形の盆地状広場の舞台側に1298～1310年ごろ建てられた。14世紀に牢獄（1327）、大会議室（1332～42）と高さ116mの鐘塔（1325～48）を、1681年に市庁舎の西翼の3階を増築した。町の主要道路は市庁舎のある広場から放射状に配置されており、広場に面する建物は都市景観上、市庁舎に準じた外観とするように当時すでに規制されていた。
サン・マルコ広場	Piazza di San Marco、ヴェニス、イタリア、11～16世紀 東にサン・マルコ大聖堂。西・南・北に官庁建物（16～19世紀初期）を配置した大広場と、東側と西側に図書館と総督宮、南側に大運河をひかえた小広場で形成されたサン・マルコ広場は、欧州の最も美しいモニュメンタルな広場である。
カミロ・ジッテ	Camillo Sitte、1843～1903 オーストリアの建築家、都市計画家。ウィーンに生まれる。父親より建築家としての教育を受けウィーン工科大学で学び、卒業後父親と共に建築に携わる。1875年ザルツブルクの国立工芸学校の教授。1883年ウィーンの国立工芸学校の初代校長。建築、都市計画、装飾美術、工業デザインの分野で活躍。1901年ベルリンで雑誌『Der Staedtebau（都市計画）』を創刊。都市計画における実用性と芸術の問題について論じた。当時G.E.オスマンのパリ改造計画実現の影響によって構造的骨格部分を優先させる、いわゆるバロック都市計画が主流を占める傾向のなかで、中世都市、特にその広場の持つヒューマンスケールを回復しようと努力した。「芸術的原理に即した都市計画"Der Staedtebau nach seinen kuenstlerischen Grundsuetzen"（大石敏雄訳『広場の造形』鹿島出版会）」は都市デザインの必読書。
ポケット パーク	pocket park 街路の沿道に整備された小公園。沿道の再開発や都市計画道路の用地買収後の緑地、交差点改良時に生じるデッドスペースを利用したものが多い。アメリカのベイリーズベストポケットパーク（ベストのポケットに入ってしまうほど小さいという意味）などがそのモデルである。
動線	traffic line 建築空間における人、物などの運動の軌跡。つまり運動量。方向や時間の変化などを示した線。
動線計画	flow planning 建築や都市の設計計画において、人、車などの動きを分析、検討、操作することによって最適の動線を得ようとする計画。設計の基礎作業の一つで、一般には動線の長さを短縮し、異質の動線を交錯させないように計画される。
公開空地	総合設計制度の適用によって確保される民地内の空地で、その有効面積によって容積率の割増し量が決まる。単なる空き地ではなく、歩行者が危険なく自由に通行、利用でき、空間としてのまとまりと道路への公開性のあるものが公開空地として認められる。
総合設計制度	敷地規模が大きく、敷地内に広場等公開空地を有し、建築物の形態も良好な建築計画について通常の建築規制に代えて総合的な性能評価で建築を認める制度。建築基準法第59条の2により特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可するもので、容積率制限、斜線制限等が一般基準を超えて許される。
アトリウム	atrium ①アメリカの誘導地域制や日本の総合設計制度、特定街区などの要件となる公開空地のうち建物内部や屋根の架かった広場状空地のこと。「屋根付きプラザ」「内部公開空地」とも呼ばれる。 ②古代ローマ都市の住宅における主要広間。4側面の屋根は内側に傾斜し、中央に天窓を開く。床は石で舗装され、中央に雨水を受けるインプルヴィウム（長方形の池）を設ける。ポンペイの遺跡などに多くの例が見られる。 ③屋根の架かった前庭や中庭。特にガラス屋根などにより十分な自然採光を確保した広場状の空間。
新宿副都心計画	都心機能の都心部への過度集中を避けて、副都心を整備するための地区再開発計画。1960年、首都圏整備委員会が整備事業を決定し、同年東京都市計画決定。新宿駅西側の浄水場跡地34haを中心に周辺地区を含めると約96haになる。業務施設用地は旧浄水場を中心に11街区に造成、都市計画に準拠した跡地利用の条件をつけて1969年までに売却された。1971年用地を購入した企業者は「新宿副都心開発協議会」をつくり建築協定を締結し、建設を開始した。1991年丹下健三の設計による新都庁舎を最後に、すべての街区の建物が完成し、「新都心」となった。
斜線制限	都市計画区域内において建築物の高さの限度を規定する制限の一。建築物の高さは、原則として前面道路の反対側の境界線までの距離に比例した高さを限度とする。この斜線が道路から斜めに建築可能範囲を規定するので斜線制限といわれる。道路斜線、隣地斜線、北側斜線などがある。

## 容積率

## floor area ratio

建物の延べ面積の敷地面積あるいは地区に対する割合で、一般に分母を10とする分数または百分率で表す。都市計画区域内の容積率の制限値は40/10(400%)、用途地域内は用途地域の種別に応じて建築基準法に定められた値のうちから都市計画で指定することになっている。